

REPORT

トピックス

正念場を迎えた病院の消費税問題 近づく税率10%時代、日医・四病協は解決へ共同歩調

政府の社会保障・税の一体改革で打ち出された「消費税率10%」が、増税に積極的な野田政権の誕生でいよいよ現実味を帯びてきた。これに対し医療団体は、長年医療機関の経営を圧迫してきた「損税」の解消を求め、運動を強化させている。消費税問題を巡る最新の動きを追い、解決の可能性を探った。

収入に上乗せできない消費税が、医療機関のコストとなるいわゆる「損税」。いつまでたっても未解決なのに業を煮やし、昨年9月、兵庫県民間病院協会副会長で医療法人中央会理事長の吉田静雄氏ら、兵庫県内の民間病院経営者4人が、国を相手に1人当たり1000万

円の支払いを求める裁判を起こした。

保険医療を非課税としている現在の消費税法は、税の公平性の点から憲法違反だというのが吉田氏らの主張。その上で、現在の仕組みから生じる病院や診療所の負担は受忍限度を超えていて、国に損失の補償を求めたという。吉田氏は、「現在の消費税は、全く不公平な制度。だが、日本医師会や四病院団体協議会が是正を求める要望書を何回提出してもらちが明かない。裁判に訴えるしかないとと思った」と憤りを隠さない。

この時期に提訴に踏み切ったのは、民主党や自由民主党が消費税率の引き上げを口にし始め、近い将来、税率が

10%に引き上げられる可能性が高まってきたためでもある。そこで、兵庫県民間病院協会の代表として4病院が原告になった。一方、訴訟費用は加盟している病院が分担して負担する。消費税問題は、全病院共通の課題だからだ。

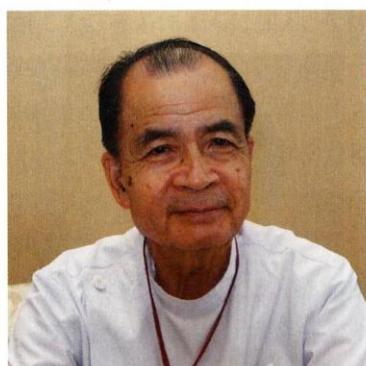
これまでに4回の裁判が開かれ、原告と国の双方が主張を述べ合った。

非課税と公定価格が負担生む

1989年に税率3%の消費税が導入されて以来、医療機関は「損税」「控除対象外消費税」と呼ばれる負担に苦しんできた。

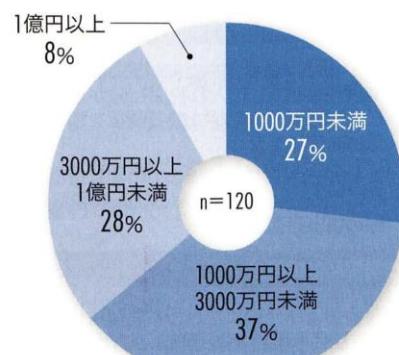
97年には税率が5%（うち1%は地方消費税分）に引き上げられ、負担はいっそう大きくなった。兵庫県民間病院協会の調査によれば、回答した120施設が2007年度に負担した損税の額は平均3295万円。3000万円以上の持ち出しとなっている病院は36%ある（図1）。

また、日本医業経営コンサルタント協会の調査・推計によれば、2008年度に医科診療所全体で2018億円、全病院で1974億円、それぞれ負担が生じたという。単純に施設数で割れば、医科診療所は1施設平均約200万円、病院は同約2250万円。税率が10%に引き上



兵庫県民間病院協会副会長の吉田静雄氏。吉田氏を含む同協会のメンバー4人は、昨年、保険医療の消費税非課税は憲法違反として訴訟に踏み切った

図1●病院における損税の発生状況(2007年度)



※兵庫県民間病院協会が2008年6月に会員の242病院を対象に実施。有効回答率49.6%



日本医師会と四病院団体協議会は、今年8月、「医療と消費税」と題する市民向けのセミナーを開催。医療関係者を含め1800人の聴衆を集めた

5%への引き上げ時に、診療報酬(薬価を含む)をそれぞれ0.76%、0.77%引き上げた。だが、血液化学検査や点滴回路加算など消費税と関係が深い36

げられれば、医療機関の負担がどれほど増えるかは想像に難くない。

消費税は、最終消費者が負担する仕組みの税金。病院や診療所であれば、それは患者のはずだ。にもかかわらず、病院や診療所の持ち出しとなるのは保険診療が非課税とされているため。

企業であれば、仕入れた商品の価格に含まれている消費税は、その販売価格に5%を上乗せすることで回収できる。そして、消費者から受け取った消費税から仕入れ先に支払った消費税を差し引き(仕入れ税額控除)、差額を国に納める——というのが消費税の基本的な仕組みだ。

しかし、医療機関の収入の大半は、国が値段を決める診療報酬。病院や診療所が消費税分を上乗せすることはできない。そのため、医薬品や診療材料などの経費に含まれている消費税をどこにも請求できず、自院が負担することを余儀なくされる。病院を新築したり高額の医療機器を購入した場合には、千万単位、億単位の持ち出しになる。

そこで厚生労働省は、導入時と税率

項目に絞った形で点数を引き上げたため、その後の点数引き下げや廃止、包括化などによって、補てんされたかどうかが不明確になってしまった。

日医常任理事で税制担当の今村聰氏は、「診療報酬で補てんするなら、広く薄く点数を引き上げるのが筋だが、過去2回のやり方では、特定の診療行為を行っているかどうかで差がついた。保険医療は非課税だとしながら、診療報酬で補てんしたため、結果的に患者や保険者が負担を被っているのもおかしい」と指摘している。

表1◎各医療団体の2012年度税制改正要望(消費税に関する部分のみ抜粋)

日本医師会

- ①社会保険診療報酬などに対する消費税の非課税制度を、仕入れ税額控除が可能な課税制度に改め、かつ患者負担を増やさない制度に改善
- ②上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、設備投資にかかる仕入れ税額控除の特例措置創設

四病院団体協議会

医療および介護にかかる消費税について、社会保険診療報酬および介護報酬の非課税を見直し、消費税制度のあり方に合致する原則課税に改められたい。併せて患者、利用者負担への配慮を要望する

国民の関心を高める活動へ

97年の税率5%への引き上げの際、日本医療法人協会など病院団体は、消費税問題の解決を訴えた。しかし、日医の動きは鈍かったといえる。損税の影響が医療界でもあまり知られていない上、外来だけの診療所で院外処方なら、それほど多額の負担にならないこともあり、診療所経営者の関心は薄かったという事情があったからだ。

しかし、状況は変わっているようだ。医療機関の税務に詳しいある税理士は、「いずれ消費税率が上がることは分かっている。病院が中心ではあるが、診療所からもそれへの対策を尋ねられるようになってきた」と、医療界全体で関心が高まってきたと指摘する。

医師会や病院団体は、医療界だけでなく国民全体にこの問題への関心を高めてもらおうと動き出している。兵庫県民間病院協会が、裁判という強硬手段に出た背景には、そうした狙いもある。

また今年8月21日には、日医と四病協が、東京の日比谷公会堂で「医療と



日本医師会常任理事の今村聰氏。「税率10%への引き上げ時は、医療機関の控除対象外消費税問題を根本から解決する最後のチャンス」と語る

ECG Explorer 500A

医療現場で大好評!
一本型心電誘導コード発売開始。



一本型心電誘導コード ¥15,000(税別)

価格を凌駕する 確かな性能と安全性。

この性能で安価No.1、ユーザー満足度No.1を目指す弊社は頑張ります。

心電図画像連携対応!

ORS.Base



*ノンコンは別売です。

標準12誘導解析機能付心電計
医療機器認証番号 222AABZX00002000

¥148,000 (税別)

詳しくはWebで!
www.pc-ecg.com/

電話による製品のご予約・ご相談は
フリーダイヤル **0120-075-099**

SAN-EI
electrocardiogram

SAN-EI MEDISYS CO., LTD.

i-0011

「政策決定の不透明さ訴え国民の共感を」

民主党参議院議員・梅村聰氏に聞く

私が医療機関の消費税問題に関心を持つようになったのは、勤務先の民間病院の事務長から、引き下げが続く診療報酬以上に重大な問題だと教えられたのがきっかけ。その人は、「構造的な問題なので、政治の力で解決してもらえない」と永遠に続く」と訴えていた。

国の財政や経済の状態から、いずれ消費税は10%や15%に上がると考えるのが自然だ。それまでに損税が解決されないと、病院がバタバタと倒産しかねないだろう。

非課税のまま診療報酬で手当てるのは一つの解決策だが、消費税分がどれだけなのか明示しないままだと、「補てんした」「しない」の水かけ論が続く。1点を現在の10円から引き上げるという方法ならこの点はクリアできるが、実現は難しいだろう。

保険医療を課税対象にする方法も考えられる。非営利とされてはいるが、産業や租税の観点からは経済活動にほかならない。私は、課税に変更した上で所得の低い患者に還付する「給付付き税



医師で民主党参議院議員の梅村聰氏。国会議員になる前から、医療機関の消費税問題に関心を持っていたという

額控除」を導入するのが最善だと思っている。もちろん、還付方法など実現へのハードルが低くないことは承知している。

国民が払った税金や保険料で賄われる診療報酬に、どれだけ消費税がオンされているかは、本来、国民に知らされるべきことだ。それがよく分からぬこれまでの補てん法は、政策決定の仕組みとして不透明だったという主張を展開すれば、広く国民にも問題解決の必要性が受け入れられると思う。

税率引き上げが決まってからでは遅い。まずは、問題の周知を図ることが必要だ。私も、税制調査会のメンバーなどに対し、これまで以上に説明をして理解者を増やしていきたい。
(談)

消費税」と題した市民公開セミナーを共催した。有名作家らに加え、今村氏や四病協で税制を担当する伊藤伸一氏(医療法人大雄会理事長)、税理士らがパネリストとして、医療機関が消費税負担に苦しんでいる実態を紹介し、その解決策について議論した。

参加者は約1800人で、医療関係者と一般市民の内訳は6対4程度。今村氏は、「社会保障・税の一体改革の中で、消費税の引き上げ論議が進んでいるのを受けて急きょ企画した市民公開セミ

ナーだったが、運動のすそ野を広げる意義は大きかったと考えている」と話す。

その上で、「消費税率引き上げについてはこの秋に結論が出て、来年には現行制度の問題点が議論され、2013年度から引き上げが始まるだろう。今から、議論の下地を作つておくことが大切」と見通しを示す。

具体的な解決策として日医や四病協が提言しているのは、保険医療を非課税から課税に変更すること(表1)。消費税法はある取引を非課税とする際

REPORT

消えたわけではない相続税の増税論議

控除縮減に税率引き上げが追い打ち、診療所への影響大

2011年度の税制改正法案に盛り込まれた相続税法の改正。相続財産から差し引ける控除の縮小や、多額の財産を相続した場合の税率アップという増税項目が盛り込まれている。金融機関や会計事務所が対策セミナーを開催するなど、医療界を含め関心が高まっている。

税制改正法案は、例年なら3月末までに通常国会で成立する。しかし2011年度改正に関しては、参議院で野党が過半数を占めるねじれ国会に東日本大震災が重なり、いつも通りにはいかなかつた。3月末までに成立したのは、年度末で期限が切れてしまう項目を延長する、いわゆる「つなぎ法案」だけだ。

だが、相続税増税の話が消えたわけではない。8月末に閉会した通常国会では継続審議となった。9月末に閉会する臨時国会でも継続審議とされ、来年3月末までに成立する可能性が高い。「民主党政権が誕生してから、「相続税の課税ベースが拡大される」と言っていたので、いつか来るとは思っていた。今回の改正案が実現すれば、相続税対策を検討しなければいけない人がかなり増える」と税理士法人山田＆パートナーズ医療事業部のマネージャー、鈴木克己氏は話す。

迫られる持ち分なしへの移行

医療機関、とりわけ新たに相続税対策

の必要性が生じる診療所への影響は大きい。相続税には5000万円プラス法定相続人1人当たり1000万円の基礎控除が設けられている。しかし改正案は、5000万円を3000万円に、1000万円を600万円に、それぞれ縮減する内容。表2に示す例では、子ども2人が相続するケース、配偶者と子ども2人が相続するケースで、課税の対象になる財産の額が、現行と比べてそれぞれ2800万円、3200万円と大幅に増える結果となっている。

2億円を超える財産を相続した場合は、税率も高くなる。現行制度は、1億円超3億円以下は40%、3億円を超えると50%の税率の適用。しかし改正案には、2億円超3億円以下に45%の、3億円超6億円以下に50%の、6億円超にはさらに5ポイント高い55%の税率の適用が盛り込まれている。

その結果、表2のケースでは、子ども2人の場合で2400万円、配偶者と子ども2人の場合で970万円、それぞれ納税額が増えてしまうのだ。

もともと医療法人の相続には、「換金性がなく物納もできない出資持ち分の評価が、配当禁止のため法人内に留保された利益で膨らんでしまう」(山田＆パートナーズの鈴木氏)という大問題があった。相続税法が法案通り改正されれば、納税額はさらに増加することになる。これを機に、相続税対策の必要がない、持ち分のない医療法人への移行を決断する医療法人理事長も出てきそうだ。

表2◎改正前後の相続税額の比較

①子ども2人が相続するケース

	①現行制度	②2011年度税制改正案	③(②-①)
相続財産の合計額	7億3000万	7億3000万	—
基礎控除額	7000万	4200万	▲2800万
課税財産額	6億6000万	6億8800万	2800万
相続税の総額	2億3600万	2億6000万	2400万

②配偶者と子ども2人が相続するケース(配偶者が法定通り財産の半分を取得したと仮定)

相続財産の合計額	7億3000万	7億3000万	—
基礎控除額	8000万	4800万	▲3200万
課税財産額	6億5000万	6億8200万	3200万
相続税の総額	2億1150万	2億3090万	1940万
配偶者の税額軽減	▲1億575万	▲1億1545万	970万
相続税額(合計)	1億575万	1億1545万	970万

注) 相続財産の内訳は、現金預金1億5000万円、医療法人の出資持ち分4億円、土地5000万円、建物3000万円、株式などの金融資産1億円。土地は、「小規模宅地等についての課税価格の計算特例」による評価減の適用後の金額。(1)では、相続税の総額が2人の子どもが支払う相続税額の合計になる。

※税理士法人山田＆パートナーズ医療事業部・鈴木克己氏による

の観点として、①消費という概念に合致しない、②社会政策的な配慮——の二つを挙げている。保険診療や介護保険サービス、医師などによる助産は②により非課税とされている。ちなみに①には、土地の売買や銀行預金の利子などが含まれている。

「医療に課税を」で足並みそろう

税金の本質を踏まえた条件である①の項目に比べ、②の項目の方が見直しやすいのはいうまでもない。現に助産は、91年になって、非課税となる項目に加えられた。そもそも保険診療が②に

より非課税となった背景には、消費税ができた際に医療界側が要望したという経緯もある。

実は日医は、2010年度の税制改正要望までは、「ゼロ税率か軽減税率」の導入を求める姿勢を取っていた。「ゼロ税率」とは、患者から消費税を徴収しない



日本公庫は100%政府出資の政策金融機関です。

公庫融資の特徴

- ① お利息は固定金利
- ② 長期のご返済が可能
- ③ 調査手数料が不要

医療・介護事業所向けおすすめの融資制度

おすすめ No.1 IT資金

- コンピューター、レセコン、電子カルテなどの購入時に最適
- 低利での利用が可能

ご融資額	7,200万円以内
ご返済期間	15年以内
利率(年利)	1.25%~

※利率は平成23年9月9日現在です。

※IT資金以外にも各種特別貸付があります。

※ご返済期間等によって異なる金利が適用されます。

お問い合わせ先

**日本政策金融公庫
生活衛生融資部**

03-3270-1652

詳しくは、こちらまでお問い合わせください。

日本公庫



が、経費に含まれる消費税は国から還付してもらえる制度。現行の消費税法では、海外輸出の場合、これに近い仕組みで還付が受けられる。

日医は、患者に負担をもたらすとさえされることを避けるために、あえて「課税」という言葉を避けている。しかし、「民主党がどちらの導入にも消極的だし、病院団体と共同歩調を取る意味もあり」(今村氏)、昨年夏にまとめた2011年度の要望から「課税制度への変更」を前面に打ち出した。

58ページ表Iに掲げた2012年度の要望に、「患者負担を増やさない」とあるのも患者に対する配慮だ。具体的には、医療機関に支払った消費税の分、所得税を減額したり低所得者には所得税を還付する「負担付き税額控除」や、患者から受け取った消費税を医療機関の窓口で即日返還するなどの案が、病院団体幹部から挙がっている。

消費税法の改正が必要に

消費税問題解決の基本的な方向性に関しては、日医と病院団体の足並みはそろったといえる。兵庫県民間病院協会の吉田氏は、「今回は診療報酬引き上げによる対応はやめるべき」と主張し、抜本的な解決を求めていた。

現在、政府税制調査会で復興増税の議論が行われている。当初、財務省が提示した3案の中には消費税増税も含まれていたが、社会保障財源として議論するため野田佳彦首相の指示で外された。野田氏が8月に財務相として確認した社会保障・税の一体改革のス

ケジュールによれば、12月に税制改革法案を取りまとめて今年度中に国会に提出し、2010年代半ばまでに段階的に10%に引き上げることになっている。

保険診療を課税対象にするには、消費税法の改正が必要。政府が予定するスケジュール通りに今年度中に改正法案が作成されるとしても、非課税制度の見直しまでが盛り込まれるかどうかは分からぬ。ただし、民主党参議院議員の梅村聰氏は、「税率が変わるときでないと損税の解決は難しい。今、そのための運動が盛り上がっているのは、悪くはないタイミングだ」と指摘する。

5%への引き上げ時に比べ、今回は医療団体の足並みもそろい、負担の実情や補てんのあいまいさを示すデータも充実してきている。それでも、医療界が望むような非課税を課税に変更した上での根本的な解決までは難しいかもしれません。診療報酬の引き上げが落とし所になる可能性もあるが、過去2回のような形の補てんでは、医療界が納得するはずもない。中央社会保険医療協議会の議論はまとまらないだろう。

輿石東幹事長ら民主党幹部は、税制改正要望に訪れた四病協の幹部に対し、医療機関の消費税問題への理解を示し、国民に分かりやすくアピールするよう求めたという。

こうした状況を踏まえて総合的に判断すれば、仮に次の消費税率引き上げ時も診療報酬で対応することになったとしても、少なくとも大半の医療機関が損税を出さずに済む水準の引き上げは期待できるかもしれない。(井上俊明)

H

REPORT